

【4用語】

【一札…いっさつ】一枚の証文、書付、手形。文書の書き出しに用いられることが多い。

【文字小判…ぶんじこばん】文金、文字金とも。元文元年（一七三六）から鑄造された小判金、「文」の字が極印されている。

【御用金…ごようきん】大名や旗本などの支配領主が非常時に百姓・町人等から強制的に上納させた臨時の賦課金

【実正…じっしょう】間違いないこと、確かなこと

【物成…ものなり】年貢、取箇（とりか）、本年貢のこと、領主の支配地から納められる一年間の年貢高

【如件…くだんのごとし】以上の通り、右に述べた通り。文書の書き止めに用いられる慣用句

【4解説】

伊丹家は寛延二年（一七四九）以降、吾妻郡の東峯須川村・西峯須川村（現利根郡みなかみ町）・川戸村（現吾妻郡東吾妻町）・日影村・赤岩村・生須村（現吾妻郡中之条町）・坪井村（現吾妻郡長野原町）の七か村（知行高約一〇〇〇石）を領有した旗本である。

本文書に見える伊丹兵庫頭とは伊丹直賢（なおかた）のこと、『寛政重修諸家譜』（第二十一）によれば、延享三年（一七四六）八月に「上野国吾妻郡のうちにをいて五百石の地を賜ひ、十月二十日家老にすゝみ、十二月十八日従五位下兵庫頭に叙任し、寛延二年正月十五日吾妻郡のうちにをいて五百石を加恩あり、すべて一千石を知行す」とある。その後、「寛延二年十月一日に大目付、宝暦七年（一七五七）十月二十八日に御留守居に転じ、明和三年（一七六六）九月二十四日死す、年七十」ともある。

本文書は、伊丹直賢の家臣（稻生・嶋田）が知行地の東西峯須川村名主に宛てた御用金三十両の借用証文である。この金三十両の使途目的は明らかではないが、当時の旗本は少禄で、かつ財政的に苦しい家が多かったことから、この借金証文も伊丹家の勝手賄い入用金として借用したものかもしれない。なお、この返済方法は今年暮れの年貢米で勘定するとしている。